

環 政 第 7 6 9 号  
令和 3 年 1 月 15 日

一般社団法人富山県建設業協会 会長 様

富山県生活環境文化部環境政策課長



富山県リサイクル認定制度に基づくリサイクル製品、エコ事業所及び  
エコ・ステーションの公募について

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、県では循環型社会づくりに向け、「富山県リサイクル認定制度」を活用し、廃棄物を利用したリサイクル製品や資源物の回収拠点の利用拡大や、環境に配慮した事業活動の促進を図っているところです。

このたび、令和 2 年度の公募を別添のとおり行いますので、貴管下関係者に対し周知いただくようお願いいたします。

《富山県リサイクル認定制度のホームページ》

〈<http://www.pref.toyama.jp/sections/1705/recycle1/>〉

《認定のメリット》

(1) リサイクル製品

認定証が交付され、製品に「富山県認定リサイクル製品」の表示を行うことができるほか、県が発注する公共工事にて優先的に調達されます。

(2) エコ事業所

認定証及び認定銘板が交付され、認定銘板を掲示することにより、環境に配慮する事業所としての姿勢をアピールすることができます。

(3) エコ・ステーション

認定証及び認定銘板が交付され、認定銘板を掲示することにより、県の認定を受けた回収拠点としてアピールすることができます。

このほか県では、ホームページ、パンフレット等により、リサイクル製品やエコ事業所、エコ・ステーションのPRを行ってまいります。

【事務担当】

廃棄物対策班 上田

TEL 076-444-3140 FAX 076-444-3480

E-mail kyoko.ueda@pref.toyama.lg.jp

# リサイクル製品・エコ事業所 エコ・ステーション 申請募集中!!

公募期間 令和3年 1月18日(月)～令和3年 2月22日(月)

富山県では循環型社会づくりに向け、廃棄物を利用したリサイクル製品や、廃棄物の減量化・リサイクル等に積極的に取り組む事業所、民間事業者等による資源物（古紙）の回収拠点を認定しています。

このたび、令和2年度の公募を次のとおり行いますので、奮ってご応募ください。

（平成29年度に認定されたリサイクル製品・エコ事業所の更新についても、同時に受け付けます。）

## 認定のメリット

県のホームページやパンフレット等でPRされるほか、下記のメリットがあります。

### ○リサイクル製品

- ・ 認定証が交付され、製品に「富山県認定リサイクル製品」の表示を行うことができます。
- ・ 県が発注する公共工事にて、優先的に調達されます。

### ○エコ事業所

- ・ 認定証と認定銘板が交付され、認定銘板を掲示することにより、環境に配慮する事業所としてアピールすることができます。

### ○エコ・ステーション

- ・ 認定証と認定銘板が交付され、認定銘板を掲示することにより、県の認定を受けた回収拠点としてアピールすることができます。

## 1 応募方法

所定の申請書を1月18日（月）から2月22日（月）までに、富山県環境政策課へ提出してください。

申請書は、富山県リサイクル認定制度のホームページからダウンロードできます。

<URL: <http://www.pref.toyama.jp/sections/1705/recycle1/> >

## 2 対象

リサイクル製品：原則として県内で発生する廃棄物を使用し、県内で製造加工されるリサイクル製品

エコ事業所：廃棄物の発生抑制や循環利用など、環境に配慮した事業活動に積極的に取り組む事業所

エコ・ステーション：資源物（古紙）の回収に取り組む拠点

（とやまエコ・ストア制度の登録を受けた小売店舗が設置したものを除く。）

## 3 認定方法

「富山県リサイクル認定事業実施要綱」に基づき、学識者等からなる「富山県リサイクル認定検討会」の意見を聴き、知事が認定します。

## 4 認定の有効期間

リサイクル製品：3年間 エコ事業所、エコ・ステーション：5年間

※ 令和元年度より、エコ事業所の認定期間が3年間から5年間に変更になりました。

※ 期間中であっても、認定基準に適合しなくなった場合には、認定を取り消すことがあります。

お問い合わせ 富山県 生活環境文化部 環境政策課 廃棄物対策班

〒930-0005 富山市新桜町5-3 TEL 076-444-3140 FAX 076-444-3480